

消費生活センターだより

平成30年10月発行

光回線サービスに関する勧誘トラブルにご注意ください！

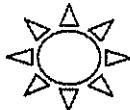
平成27年2月から、NTT東日本とNTT西日本が、他の事業者に「光回線の卸売（販売）」を始めました。光回線の卸売を受けた事業者は、携帯電話とのセット割引等の独自のサービスを組み合わせて、いろいろな料金や契約形態で販売しています。このような事業者を、「光コラボレーション事業者」といいます。

光コラボレーション事業者と契約すると、NTTとの契約は解除になります。ところが、NTTと関係があるように装って、契約先の事業者が変更になることを説明せず、プランの変更と誤解させる電話勧誘に関するトラブルについての相談が増えています。



- ！ 契約先のプラン変更だと思ったのに、別事業者との契約になっていた。
- ！ 料金が〇〇円安くなると言われて契約したが、そんなに安くならなかった（かえって高くなかった）。
- ！ 別事業者との契約とは思わなかつたので解約したいが、工事代金や多額の解約金等を請求された。

消費者庁イラスト集より



訪問や電話で勧誘を受けたら…

- ◎ 相手方の事業者名（会社名や代理店名等）、連絡先を確認しましょう。
今の契約先と思っていて「転用承諾番号」を取るように言われたら要注意です。
- ◎ 「安くなります」と言われたら、「どんな料金が」「いくら」安くなるのか、確認しましょう。現在の契約と新しい契約の内容をくわしく比べて検討しましょう。
- ◎ 勧誘をされてもすぐに契約せずに、わからないことは納得がいくまで説明を受けて、よく考えましょう。家族等にも相談してから判断しましょう。
- ◎ 契約後にキャンセル・解約したいと思ったら、すぐに相手方に申し出ましょう。

～困ったときは、消費生活センターにご連絡ください～



若者たちも狙われています！



2022年4月、成年年齢が18歳に引き下げられます。契約を取り消せる「未成年者取消権」の保護を受けられる年齢も下がり、高校三年生でも悪質商法のターゲットになりかねません。

消費者トラブルについて知識を増やし消費者意識を高めていくことが、被害防止に役立ちます。

～若いうちから消費者力向上！☆ 消費者トラブルを知ろう～

若者によくあるトラブル・・・SNSに関わるトラブル・・・

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは、フェイスブックやインスタグラム、LINE等、インターネット上において、友人・知人等とつながり、交流できるウェブサイト・サービスのことです。今や誰でも利用しているサービスですが、次のようなトラブルの例があります。

- ◆ SNSの広告を見て「お試し500円サプリメント」を注文したが、定期購入となっており、2回目以降分として高額な料金を請求された。解約したいが、その広告はもう表示されず、商品とともに届いた伝票に電話番号はなく、連絡先がわからない。
- ◆ SNSで、知らない異性から「友達になって欲しい」と申請があり親しくなった。その後、「このSNSをやめることにしたが、今後も連絡を取りたいので、自分が利用しているサイトに登録して欲しい。」とメッセージが来て、仕方なくそのサイトに登録した。登録後、そのサイトが出会い系サイトだと分かった。

・・・注意点・・・

- 「大手SNSに表示される広告だから安心だろう」といった思い込みをせず、SNS上の広告だけでなく、リンクされた先の通販サイト等の内容もしっかり確認しましょう。また、表示されている広告の画面を、保存・印刷しておきましょう。
- SNS上で知り合った相手の書き込み内容等を、全てうのみにして信用するのは危険です。相手のSNS上のプロフィール情報も本物とは限りません。

家庭でもぜひ消費者トラブルについて話題にしてみてください。就職や学業のため離れて暮らすお子さま等にはこちらをお知らせください。

消費者ホットライン ☎188（いやや！）

全国共通の電話番号です。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

「消費生活センター」ってどんなところ？



消費生活に関する次のような相談ができます。



消費生活相談

○事業者との契約に関するトラブル ○架空請求・不当請求

消費生活相談員が、相談事を解決できるように対処方法の助言や情報提供などを行います。相談料は無料です。相談者の方の秘密は厳守されます。

消費生活で少しでも「おかしい」「不安」と思ったら、どうぞ早目にお電話ください。

消費者庁イラスト集より

【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎1-1-10 上山市役所 市民生活課内 ☎023-672-1111 内線115